



令和の幕開け

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■ いよいよ令和元年です。世間では、新元号発表前から新元号の予想が盛り上がったたり、元号を使用すること自体について議論が巻き起こったりと、改元が国民にとって大きな関心事であることは間違いありません。

■ さて、そんな元号にも法律上の根拠があります。元号法と呼ばれる法律で、「一 元号は、政令で定める。」「二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」というわずかに二項からなる日本の法律の中でも極めて短いものとなります。第一項では、元号が内閣の制定する命令によって定められると規定され、第二項では、天皇が交代した場合にだけ改元が行われる、いわゆる「一世一元の制」が規定されています。

■ とここで、公的文書や契約書などの法律文書では、西暦よりも和暦による記載が好まれる傾向がありますが、たとえば、ローンを組んだ場合に契約書に、「平成30年1月から、平成50年12月まで毎月5万円ずつ返済する」といった記載がある場合があります。この場合でも、平成31年5月1日以降のものは当然に令和に読み替えられることとなりますから、改めて契約書を作成し直す必要はありません。

■ 最後にになりましたが、令和という新しい時代が皆さまにとって、よりよいものとなりますようお祈り申し上げます。

■ さて、当事務所では、今回紹介した契約書の作成に関するご相談をはじめ、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅等への出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」☎050-33383-8366」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」☎050-33383-5563」でも、ご相談を承っておりますのでぜひご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

春の全国交通安全運動実施

※5月20日(月)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！

【運動期間】 5月11日(土)～20日(月)までの10日間

1 春の地域安全運動のポイント

ア 子供の犯罪被害防止 子供を犯罪被害から守るため

○登下校時の見守り活動を行きましょう。 ○「防犯ブザー」や「防犯ホイッスル」を持たせましょう。

イ 女性の犯罪被害防止 女性が犯罪被害に遭わないため

○夜間に帰宅する時は、一人歩きは避け、人通りの多く明るい道を歩くようにしましょう。
○イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」は、やめましょう。

ウ 特殊詐欺の被害防止

○普段から家族等で特殊詐欺について話題にしたり、お互いに注意し合ひましょう。
○お金に関する電話やメールなどがきた場合は、一人で決めて行動せず、家族や警察相談電話#9110に相談しましょう

2 交通事故防止のポイント

ア 子供と高齢者の交通事故防止

○通園・通学をする子どもたちを交通事故から守ろう！
○高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

イ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○シートベルトは命綱！

ウ 飲酒運転の根絶

○道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110